

に相当する金額の合計額を控除した金額)

イ 通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額が控除上限額から五号控除限度額(当該内国法人の当該適用事業年度の第十七条の三の二第一項に規定する税額控除限度額をいう。以下この号において同じ。)を控除した金額を超える場合(ロに掲げる場合に該当する場合を除く。) その超える部分の金額のうち五号控除済額(当該内国法人の五号控除限度額のうち同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。ロにおいて同じ。)に達するまでの金額

ロ 控除上限額が五号控除限度額に満たない場合 通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額のうち五号控除済額に達するまでの金額

六 第十七条の三の三第一項の規定 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額(同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定により加算された金額がある場合には、その加算された金額の基礎となった次に定める金額

に相当する金額の合計額を控除した金額)

イ 通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額が控除上限額から六号控除限度額(当該内国法人の当該適用事業年度の第十七条の三の三第一項に規定する税額控除限度額をいう。以下この号において同じ。)を控除した金額を超える場合(ロに掲げる場合に該当する場合を除く。) その超える部分の金額のうち六号控除済額(当該内国法人の六号控除限度額のうち同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。ロにおいて同じ。)に達するまでの金額

ロ 控除上限額が六号控除限度額に満たない場合 通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額のうち六号控除済額に達するまでの金額

2 前項の規定により租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定を読み替えて適用する場合における同条第五項及び第六項の規定の適用については、同条第五項中「」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十四第一項」とあるのは「」とあるのは「」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十四第一項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四の二第一項(通算法人の仮

装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額」の規定により読み替えて適用する場合を含む。第三項において同じ。）」と、「第六項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十四第一項」とあるのは「第六項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十四第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四の二第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第六項中「」の規定及び第一項」とあるのは「」の規定及び第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四の二第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」と、「とし、同法」とあるのは「とし、法人税法」とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定により租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定を読み替えて適用する場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方税法の規定の適用に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条の二第二項中「（以下この項において「適格合併等」という。）」及び「（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第二十六条の二第一項の規定）」を削り、「が前項」を「が同項」に改め、「（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）」を削る。

第十八条の三第一項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「期間」の下に「（通算子法人にあつては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間）」を加え、同項第三号中「（当該指定があつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該指定があつた日を含む連結事業年度）」を削り、同条第二項第二号ハ中「第十八条の六第一項前段」を「第十八条の六第一項」に改め、同項第五号イ中「当該指定があつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該指定があつた日を含む連結事業年度。」を削り、同条第三項中「（第二十六条の三第一項の規定

定の適用を受けたものを含む。）の第一項」を「の同項」に改め、「その経過した日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その経過した日を含む連結事業年度。」を削り、「「基準事業年度等」を「「基準事業年度」に改め、「（当該法人の各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）」を削り、「当該基準事業年度等以後の各事業年度終了の日において同条第一項の再投資等準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の再投資等準備金の金額（以下この項において「連結再投資等準備金の金額」という。）がある場合には当該連結再投資等準備金の金額を含むものとし、当該各事業年度終了の日」を「その日」に、「（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等」を「又は前事業年度」に、「（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には」を「がある場合には、」に改め、「とする」を削り、「基準事業年度等」を「基準事業年度」に、「が前事業年度等」を「が前事業年度」に改め、同条第四項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の三第一項の再投資等準備金を含む。）」を削り、同条第六項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同条第七項中「（連結事業年度において積み立

てた第二十六条の三第一項の再投資等準備金を含む。）」及び「（同条第八項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「有する第一項」を「有する同項」に改め、「（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の再投資等準備金の金額）」を削り、同条第八項中「又は第二十六条の三第八項」及び「（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第八項」を削り、同条第九項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の三第一項の再投資等準備金を含む。）」及び「（同条第十項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「有する第一項」を「有する同項」に改め、「（当該分割承継法人の当該適格分割型分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の再投資等準備金の金額）」を削り、同条第十項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の三第一項の再投資等準備金を含む。）」を削り、同条第十一項中「又は第二十六条の三第十項」及び「（その適格分割型分割後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「同項に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第十項」を削る。

第十八条の四第一項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の三第一項の再投資等準備金を

含む。）」を削り、「前条第一項に」を「同項に」に改め、同項第一号中「前事業年度等（前条第三項に規定する前事業年度等をいう。以下この号において同じ。）」を「前事業年度」に、「同条第一項」を「前条第一項」に、「第二十六条の三第一項の再投資等準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の再投資等準備金の金額を含むものとし、前事業年度等の」を「前事業年度」に、「前条第三項又は」を「同条第三項又は」に、「（第二十六条の三第三項又は第四項の規定により益金に算入された金額を含む。）がある場合には」を「がある場合には、」に改め、「とする。」を削り、同条第二項中「（その積み立てた事業年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その積み立てた事業年度以後の各連結事業年度）」、「（その積み立てた事業年度以後の各連結事業年度にあつては、連結確定申告書）」及び「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の三第一項の再投資等準備金を有する法人については、同項の再投資等準備金を積み立てた連結事業年度以後の各連結事業年度（その積み立てた連結事業年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その積み立てた連結事業年度以後の各事業年度）の連結確定申告書（その積み立てた連結事業年度以後の各事業年度にあつては、確定申告書）に同項の再投資等準備金の明細書の添付がある場合）」を削り、同項ただし書中

「（これらの添付がない連結確定申告書を含む。）」を削る。

第十八条の五第一項を次のように改める。

法人の有する減価償却資産で第十七条の二の二第一項、第十七条の二の三第一項、第十八条の二第一項若しくは前条第一項の規定又は震災特例規定（減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定をいう。次条第一項において同じ。）の適用を受けたものについては、租税特別措置法第五十二条の二第一項中「第四十八条まで」とあるのは「第四十八条まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第十七条の二の二第一項、第十七条の二の三第一項、第十八条の二第一項若しくは第十八条の四第一項と、「定める規定」とあるのは「定める規定若しくは震災特例法第十八条の五第一項に規定する震災特例規定」と、同条第二項中「第四十三条の三の規定」とあるのは「第四十三条の三の規定又は震災特例法第十七条の二の二第一項、第十七条の二の三第一項、第十八条の二第一項若しくは第十八条の四第一項の規定若しくは震災特例法第十八条の五第一項に規定する震災特例規定」として、同条の規定を適用する。

第十八条の六第一項中「単体特例規定」を「震災特例規定」に改め、同項後段を削る。

第十八条の八第一項第二号ロを次のように改める。

ロ 当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額に相当する金額

第十八条の八第二項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）」を削り、「前事業年度等から」を「前事業年度から」に、「前項第二号イ」を「同項第二号イ」に、「（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の」を「又は前事業年度」に改め、「（同条第二項から第四項までの規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を削り、同条第三項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）」を削り、「前事業年度等」を「前事業年度」に改め、同項第三号中「第十八条の六第一項前段」を「第十八条の六第一項」に改め、同条第四項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）」及び「同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度。」を削り、「「基準事業年度等」を「「基準事業年度」に、

「前事業年度等」を「前事業年度」に、「基準事業年度等の」を「基準事業年度」に、「基準事業年度等に」を「基準事業年度に」に改め、「（同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を削り、同条第五項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）」を削り、同条第七項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同条第十項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）」及び「（同条第十一項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「有する第一項」を「有する同項」に改め、「（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の福島再開投資等準備金の金額）」を削り、同条第十一項中「又は第二十六条の八第十一項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、同条第十二項中「又は第二十六条の八第十一項」及び「（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「これらの規定に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第十一項」を削り、同条第十三項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）」、「（同条第十四項前段に規定する場合を除く。）」及び

「(当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の福島再開投資等準備金の金額)」を削り、同条第十四項中「(連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。)」を削り、同条第十五項中「又は第二十六条の八第十四項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「(その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、同条第十六項中「又は第二十六条の八第十四項」及び「(その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。)」を削り、「これらの規定に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第十四項」を削り、同条第十七項中「(連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。)」を削る。

第十九条第一項中「期間」を「期間(通算子法人にあつては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間)」に改め、同条第四項中「(連結事業年度において第二十七条第一項の規定の適用を受けたものを含む。)」が、第一項」を「が、同項」に、「同条第一項に規定する買換資産(以下この項において「連結買換資産」という。)」を含む」を「同項の規定の適用を受けた事業年度以後の事業年度において法人税法第六十四条の十一第一項、第六十四条の十二第一項又は第六十四条の十三第一項の規定の適用を受

けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く」に改め、「(当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項の表の各号の下欄に規定する地域)」を削り、「(第一項の表)」を「(同表)」に、「若しくは第二号の下欄又は同条第一項の表の第一号の下欄の口若しくは」を「又は」に改め、「(当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項の規定により損金の額に算入された金額)」を削り、同条第十一項中「連結事業年度において第二十七条第一項又は第八項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産(以下この項及び次項において「連結買換資産」という。)」を含む」を「これらの規定の適用を受けた事業年度以後の事業年度において法人税法第六十四条の十一第一項、第六十四条の十二第一項又は第六十四条の十三第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く」に改め、「(当該適格合併等の後において連結法人に該当するものを除く。)」及び「(当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項の表の各号の下欄に規定する地域)」を削り、「(第一項の表)」を「(同表)」に、「若しくは第二号の下欄又は同条第一項の表の第一号の下欄の口若しくは」を「又は」に、「つき第一項」を「つき同項」に改め、「(当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項又は第八項の規定により当該被合併法人等において損金の額に

算入された金額)」を削り、同条第十二項中「(連結買換資産を含む。)」を削る。

第二十条第四項中「(第二十八条第五項に規定する場合を除く。)」を削り、同項第一号中「連結事業年度において設けた第二十八条第一項の特別勘定の金額を含むものとし、」及び「とする」を削り、同条第五項中「(連結事業年度において設けた第二十八条第一項の特別勘定を含む。)」を削り、同条第六項中「(当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併、適格分割又は適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第二十八条第一項の規定により設けている特別勘定の金額)」を削り、同条第七項中「(連結事業年度において設けた第二十八条第一項の特別勘定を含む。)」を削り、「第一項に」を「同項に」に、「前条第一項の表」を「同条第一項の表」に改め、同条第八項中「(連結事業年度において設けた第二十八条第一項の特別勘定を含む。)」を削り、「第一項に」を「同項に」に、「前条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項中「(連結事業年度において設けた第二十八条第一項の特別勘定を含む。)」を削り、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 第一項の特別勘定を設けている法人が、法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人、同法

第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算法人（同項第一号に掲げる要件に該当するものに限る。）に該当することとなった場合において、同法第六十四条の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、同法第六十四条の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該通算開始直前事業年度、当該通算加入直前事業年度又は当該通算終了直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第二十条第十二項中「（連結事業年度において設けた第二十八条第一項の特別勘定を含む。）」を削り、同条第十四項中「（連結事業年度において第二十八条第八項の規定の適用を受けたものを含む。）」が、第七項を「が、同項」に、「第二十八条第八項に規定する買換資産（以下この項において「連結買換資産」という。）を含む」を「同項の規定の適用を受けた事業年度以後の事業年度において法人税法第六十四条の十一第一項、第六十四条の十二第一項又は第六十四条の十三第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く」に改め、「（当該買換資産が連結買換資産であ

る場合には、第二十七条第一項の表の各号の下欄に規定する地域」を削り、「（前条第一項の表）を「（同表）」に、「若しくは第二号の下欄又は第二十七条第一項の表の第一号の下欄の口若しくは」を「又は」に改め、同条第十六項中「連結事業年度において第二十八条第八項又は第九項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（以下この項及び第十八項において「連結買換資産」という。）を含む」を「これらの規定の適用を受けた事業年度以後の事業年度において法人税法第六十四条の十一第一項、第六十四条の十二第一項又は第六十四条の十三第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く」に改め、「（当該適格合併等の後において連結法人に該当するものを除く。）」及び「（当該買換資産が連結買換資産である場合には、第二十七条第一項の表の各号の下欄に規定する地域）」を削り、「（前条第一項の表）を「（同表）」に、「若しくは第二号の下欄又は第二十七条第一項の表の第一号の下欄の口若しくは」を「又は」に改め、同条第十八項中「（連結買換資産を含む。）」を削る。

第二十三条を削る。

第二十二條の二中「第七十五條の三第二項」を「第七十五條の四第二項」に、「次條」を「第三十一

条」に、「第七十五条の三第一項」を「第七十五条の四第一項」に、「第二十三条」を「第三十一条」に、「第二十二條の二」を「第二十三条」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十四条から第三十条までを次のように改める。

第二十四条から第三十条まで 削除

第三十条の二を削る。

第三十一条中「第四条の六第一項」を「第四条の二第一項」に改める。

第三十二条中「及び第二十七条から第二十九条まで」を削る。

第三十三条第一項中「又は第二十三条第四項」及び「（当該法人が連結親法人である場合には、連結子法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者を含む。第三項において同じ。）」を削る。

（平成十七年所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十四条 所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三十四条第二項中「連結事業年度」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第

号) 第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度」に
改め、同項の表第一項第二号の項を次のように改める。

第一項 第二号	が連結事業年度	が所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下こ の条において「令和二年旧措置法」という。）第二条第二項 第十九号に規定する連結事業年度（以下この条において「連 結事業年度」という。） 所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一 号）附則第四十八条第二項の規定によりなおその効力を有す るものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措 置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六 十八条の四十七第一項
------------	---------	---

附則第三十四条第二項の表第七項及び第八項の項中「及び第八項」を削り、同項の次に次のように加え

る。

第八項	第六十八條の四十七第一項	旧効力措置法第六十八條の四十七第一項
が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（	旧効力措置法第六十八條の四十七第一項 について、法人税法第六十四條の十第四項から第六項までの規定により同法第六十四條の九第一項の規定による承認が効力を失つた場合で、かつ、当該法人が	により、当該 により、その効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効

	力を失った日を含む
場合を含む。	場合に

附則第三十四条第二項の表第十三項の項中「第六十八條の四十七第一項 旧効力措置法第六十八條の

四十七第一項

を

第五十五條第十一項	令和二年旧措置法第五十五條第十
第六十八條の四十七第一項	旧効力措置法第六十八條の四十七

一項

第一項

に、「第五十五條第十二項中「第六十八條の四十三第十項」とあるのは

「所得税法等の一部を改正する法律」を「令和二年旧措置法第五十五條第十二項中「第六十八條の四十三第十項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律」に改め、同表第十五項の項中「第五十六條第

一項

旧効力単体措置法第五十六條第一項

を

第五十五條第十五項
第五十六條第一項

令和二年旧措置法第五十五條第十五項

旧効力単体措置法第五十六條第一項

に改め、同表第十七項の項中

第五十六条第一項

旧効力単体措置法第五十六条第一項

を

第 第

五十五条第十九項

令和二年旧措置法第五十五条第十九項

五十六条第一項

旧効力単体措置法第五十六条第一項

に改める。

(平成十八年所得税法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第二十五条 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)の一部を次のように改正する。

附則第百九条第五項の表第一項の表の第二号の項の次に次のように加える。

第二項 第一号 口	連結事業年度に	所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第 号)第十六条の規定による改正前の租税特別措置法(以下こ の条において「令和二年旧措置法」という。)第二条第二項 第十九号に規定する連結事業年度(以下この条において「連 結事業年度」という。)に